

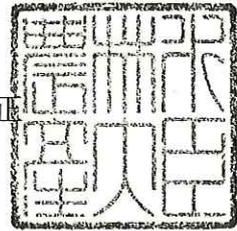
27消安第1588号

平成27年6月9日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 林 芳正



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

動物用ワクチンの添加剤として別紙に掲げる成分を使用すること



(別紙)

- 1 L-アスパラギン (水和物を含む。)
- 2 エデト酸 (2ナトリウム塩及び4ナトリウム塩を含む。)【EDTA】
- 3 クロロホルム
- 4 コハク酸 (ナトリウム塩及びその水和物を含む。)
- 5 コリン (塩化コリン及び重酒石酸コリンを含む。)
- 6 L-シスチン (塩酸塩及びその水和物を含む。)
- 7 L-システイン (塩酸塩及びその水和物を含む。)
- 8 ダイズ製ペプトン
- 9 L-チロシン (ナトリウム塩及びその水和物を含む。)
- 10 ビオチン
- 11 L-ヒスチジン (塩酸塩及びその水和物を含む。)
- 12 ヘペス (ナトリウム塩を含む。)【HEPES、HEPES-Na】
- 13 ポリビニルピロリドン【ポビドン、ポリビドン】
- 14 塩化マグネシウム
- 15 牛血清
- 16 酵母 (抽出物を含む。)
- 17 動物由来たんぱく質分解物 (動物組織を酵素や酸で消化分解したもの及び動物性ペプトンを含む。)

※【 】内は別名、()内は同じ分類での取扱いが可能と考えられる成分